平成２１年（フ）第３７１号
愛知県一宮市花池２丁目26番６号サンハイツアズマ201号
債務者　馬場美千代
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６５８号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木３丁目39番地の３
債務者　山崎　忠男
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６５９号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木３丁目39番地の３
債務者　山崎　桂子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６６２号
岐阜市木田１丁目183―７、住民票上の住所岐阜県岐阜市小西郷１丁目15番地２
債務者　柳　かほる
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６８１号
岐阜市東改田字再勝285番地１　ベーシックハウスＡ106号室
債務者　山下　一廣
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７３４号
岐阜市茜部新所４丁目108番地３　メゾン新所107号室
債務者　宮田　篤秀
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７３６号
岐阜県本巣市宗慶571番地１　クリスタルガーデンⅡ棟403号
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７３７号
岐阜県本巣市長屋567番地４
債務者　乾　京太郎
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７３８号
岐阜県本巣市長屋567番地４
債務者　乾　　數江
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７４２号
岐阜県関市緑ケ丘２丁目６番９―102号
債務者　坂本　亜貴
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７４８号
岐阜市薮田中２丁目４番19号
債務者　山口　眞人
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１４７号
岐阜県加茂郡富加町羽生1025番地　パレスＴＯＭＩＫＡ201
債務者　東谷ゆかり
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１８６号
三重県桑名市大字坂井633番地
債務者　水谷　正昭
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
三重県四日市市城西町２番29号　ピュアキャビン202号
債務者　村田　恵美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
三重県四日市市伊坂台１丁目220番地２　ブリリアント幸103号
債務者　鈴木　絵美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
三重県桑名市多度町下野代797番地
債務者　鳥居　直樹
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
三重県四日市市日永３丁目６番26号　フォーブルひじりＢ棟101号室、住民票上の住所三重県三重郡菰野町大字千草3265番地１
債務者　清水　隆史
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係